

白馬村立白馬中学校学力検定料補助金交付要綱をここに公布する。

令和8年3月31日

白馬村教育委員会教育長

白馬村教育委員会告示第1号

白馬村立白馬中学校学力検定料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、白馬村立白馬中学校（以下「中学校」という。）に在籍している生徒の学力及び学習意欲の向上を図ることを目的として、学力検定の検定料を補助することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、学力検定とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定
 - (2) 公益財団法人日本数学検定協会が実施する実用数学技能検定
 - (3) 公益財団法人日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定
 - (4) 特定非営利活動法人世界遺産アカデミーが実施する世界遺産検定
 - (5) 歴史能力検定協会が実施する歴史能力検定
 - (6) 一般財団法人日本書写技能検定協会が実施する硬筆書写技能検定
 - (7) 日本ニュース時事能力検定協会が実施するニュース時事能力検定
 - (8) 一般社団法人FLAネットワーク®協会が実施する食生活アドバイザー検定
 - (9) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく国家検定試験として知的財産教育協会が実施する知的財産管理技能検定
 - (10) サーティファイ情報処理能力認定委員会が実施するジュニア・プログラミング検定
- (補助対象者)

第3条 補助金の対象者は、中学校に在籍している生徒で、中学校を会場としての受験又は白馬中学校長（以下「学校長」という。）が認めた試験日及び試験会場での受験において、次条の補助基準を満たした生徒の保護者とする。

(補助基準)

第4条 補助基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2条第1号から第5号までの学力検定において4級以上の合格者
- (2) 第2条第6号から第9号までの学力検定において3級以上の合格者
- (3) 第2条第10号の学力検定において1級の合格者

2 特別支援学級に就学する生徒における補助基準は、学校長が認めた学力検定の級の合格者とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、学力検定の検定料の半額とする。

2 補助金の交付対象は、同一年度内において、学力検定のいずれかのうち、生徒1人につき1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、学力検定料補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、学校長を経由して白馬村教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出するものとする。

(1) 検定料の領収書又は検定料の支払いを証する書類の写し

(2) 合格したことが分かる書類の写し

(補助金の交付)

第7条 教育委員会は、前条の規定により申請を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、補助金の全部を返還しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。